

令和 8 年 9 月
愛 莊 町 議 会 定 例 会

議 案 書

令和 8 年 8 月 2 1 日

令和 8 年 9 月 愛 荘 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程

令和 8 年 8 月 2 1 日 午 時 分 開 会
 令和 8 年 8 月 2 1 日 午 時 分 開 議

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

番	君	番	君
---	---	---	---

日程第 2 会期の決定

会 期 自 令和 8 年 8 月 2 1 日
 至 令和 8 年 月 日 (日間)

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提案趣旨説明

日程第 5 一般質問

日程第 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 7 議案第 2 8 号 愛 荘 町 工 場 立 地 法 準 則 条 例

日程第 8 議案第 2 9 号 愛 荘 町 認 可 地 縁 団 体 印 鑑 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

日程第 9 議案第 3 0 号 令和 8 年度愛 荘 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)

日程第 1 0 議案第 3 1 号 令和 8 年度愛 荘 町 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

日程第 1 1 議案第 3 2 号 令和 8 年度愛 荘 町 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

日程第 1 2 議案第 3 3 号 令和 8 年度愛 荘 町 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

日程第 1 3 議案第 3 4 号 令和 7 年度愛 荘 町 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 を 求 め る こ と に つ い て

日程第 1 4 議案第 3 5 号 令和 7 年度愛 荘 町 土 地 取 得 造 成 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 を 求 め る こ と に つ い て

日程第 1 5 議案第 3 6 号 令和 7 年度愛 荘 町 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 を 求 め る こ と に つ い て

日程第 1 6 議案第 3 7 号 令和 7 年度愛 荘 町 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 を 求 め る こ と に つ い て

日程第 1 7 議案第 3 8 号 令和 7 年度愛 荘 町 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 を 求 め る こ と に つ い て

日程第 1 8 議案第 3 9 号 令和 7 年度愛 荘 町 下 水 道 事 業 会 計 決 算 の 認 定 を 求 め る こ と に つ い て

(令和 8 年 月 日 午 時 分 閉 会)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
上記の意見を求める。

令和8年8月21日

愛荘町長 有村 国知

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

愛荘町人権擁護委員 治武まさ子 は、令和8年12月31日をもって任期が満了するので、次の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

住 所	滋賀県愛知郡愛荘町豊満844番地7 じぶ まさこ
氏 名	治 武 まさ子
生年月日	昭和26年（1951年）9月23日

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
上記の意見を求める。

令和8年8月21日

愛荘町長 有村 国知

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

愛荘町人権擁護委員 青木藤一郎 は、令和8年12月31日をもって任期が満了するので、次の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

住 所	滋賀県愛知郡愛荘町市1033番地 あおき とういちろう
氏 名	青 木 藤 一 郎
生年月日	昭和31年（1956年）2月2日

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
上記の意見を求める。

令和8年8月21日

愛荘町長 有村 国知

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
愛荘町人権擁護委員 西澤真理子 は、令和8年12月31日をもって任期が満了するので、次の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

住 所	滋賀県愛知郡愛荘町目加田959番地 おがわ よしこ
氏 名	小 川 良 子
生年月日	昭和40年（1965年）5月11日

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
上記の意見を求める。

令和8年8月21日

愛荘町長 有村 国知

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

愛荘町人権擁護委員 上林徳太郎 は、令和8年12月31日をもって任期が満了するので、次の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

住 所	滋賀県愛知郡愛荘町沖350番地2 もり よしあき
氏 名	森 義 明
生年月日	昭和35年（1960年）3月12日

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
上記の意見を求める。

令和8年8月21日

愛荘町長 有村 国知

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

愛荘町人権擁護委員 野々村たつ江 は、令和8年12月31日をもって任期が満了するので、次の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

住 所	滋賀県愛知郡愛荘町島川730番地4 にしかわ ひとみ
氏 名	西 川 ひとみ
生年月日	昭和35年（1960年）8月12日

議案第 28 号

愛荘町工場立地法準則条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 21 日

愛荘町長 有 村 国 知

愛荘町工場立地法準則条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された工場立地に関する準則（平成 10 年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第 1 号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則（以下「町準則」という。）を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(適用区域ならびに緑地および環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 3 条 町準則を適用する区域ならびに当該区域における緑地および環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表に定めるとおりとする。

区域	緑地面積の敷地面積に対する割合 (以下「緑地面積率」という。)	環境施設面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和 40 年法律第 100 条）第 7 条第 1 項の区域区分の定めのない都市計画区域のうち用途地域指定のない範囲及び都市計画区域外	100 分の 10 以上	100 分の 15 以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第 4 条 工場立地法施行規則（昭和 49 年農林省・大蔵省・厚生省・通商産業省・運輸省令第 1 号）第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設または同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地および同令第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 100 分の 50 の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(他の地方公共団体の長との協議)

第 5 条 特定工場の敷地が本町に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、町長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(周辺の地域への配慮)

第6条 法第6条から第8条までの規定により特定工場の新設等の届出をしようとする者は、周辺の地域の生活環境に配慮した緑地および環境施設を設置するよう努め、届出前に町長に事前協議を行う。町長は事前協議の中で、住居・商業地域と同等の環境にあつては、国準則に定める基準を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日以前に設置され、または同日において設置のための工事が行われていた特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地および環境施設の面積の算定は、法準則備考第1項第2号および第3号ならびに第3項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは「0.1」と、同項第3号中「0.25」とあるのは「0.15」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは「0.1」と、同項第2号中「0.25」とあるのは「0.15」と読み替えるものとする。

議案第 29 号

愛荘町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 21 日

愛荘町長 有 村 国 知

愛荘町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

愛荘町認可地縁団体印鑑条例（平成 18 年愛荘町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

第 5 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

令和 7 年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 21 日

愛荘町長 有 村 国 知

令和 7 年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

令和 7 年度愛荘町一般会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求める。

議案第 35 号

令和 7 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 21 日

愛荘町長 有 村 国 知

令和 7 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

令和 7 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求める。

議案第 36 号

令和 7 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 21 日

愛荘町長 有 村 国 知

令和 7 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

令和 7 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求める。

議案第 37 号

令和 7 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 21 日

愛荘町長 有 村 国 知

令和 7 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

令和 7 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求める。

議案第 38 号

令和 7 年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 21 日

愛荘町長 有 村 国 知

令和 7 年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
令和 7 年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるの
で、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、愛荘町監
査委員の意見を付けて認定を求める。

議案第 39 号

令和 7 年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 21 日

愛荘町長 有 村 国 知

令和 7 年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

令和 7 年度愛荘町下水道事業会計決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求める。